

和泉市中小企業融資制度のご案内

(R8.4.1 改定)

この融資制度は、和泉市内で小規模事業を営んでいる方で、必要な事業資金を大阪信用保証協会の保証付で融資する制度です。

ご本人から、株式会社池田泉州銀行で申込みを受付け後、必要な調査を行い融資額等を決定します。

1. 申込者の資格（融資対象者）

次のすべての要件を満たす方

- (ア) 具体的な事業計画を有しており、金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能であること。
- (イ) 和泉市内に住所（法人にあっては本社所在地）を有し、原則として市内の同一場所で引き続き6ヶ月以上事業を営んでいること。
- (ウ) 市民税（所得割あるいは法人税割）を完納していること。
- (エ) 中小企業信用保険法〔昭和25年法律第264号〕第2条第3項に規定する小規模企業者（ただし風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律〔昭和23年法律第122号〕に規定する性風俗特殊営業及び原則として風俗営業に該当する事業を営むもののほか大阪府の定める事業を営むものを除く）であること。

2. 融資の対象としない場合

下記のいずれかに該当する場合は、この融資を受けられません。

- (1) 原則として、申込人及び保証人は大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合。
- (2) 金融機関と取引停止中又は第1回不渡り発生後6ヶ月を経過していない場合。
- (3) 原則として、申込人及び保証人は大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債権等に延滞等の債務不履行等がある場合。
- (4) 融資の対象となる事業所が和泉市外にある場合、又は融資対象設備を和泉市外に設置する場合。
- (5) 許認可及び登録等を必要とする事業で当該許認可及び登録等を受けていない場合。
- (6) すでにこの融資を受けている場合。（但し、残高が1/3以下、又は期間が2/3以上経過している場合は申込みことができます）

3. 融資限度額と融資条件

申込は無担保とし、融資限度額と条件については次のとおりとします。

- (1) 融資限度額：一事業所について1000万円
但し、保証協会において他の無担保保証の残高がある場合は、融資限度額に制約があります。
- (2) 融資条件
 - 【資金用途】 運転資金及び設備資金（転貸資金は認められません）
 - 【融資期間】 7年以内

【返済方法】 毎月分割返済（原則として6ヶ月目以内からの返済とします）

【融資利率】 大阪府制度融資「小規模企業サポート資金」小規模資金の上限融資利率から0.85%減算した率

【信用保証料率】 保証協会所定の利率（基本となる料率0.5%～2.2%の間）

4. 取扱金融機関

株式会社池田泉州銀行（和泉支店、和泉中央支店、三林支店、和泉南支店）

5. 連帯保証人

| 申込人の区分 | 連帯保証人の要・不要の別 |
|--------|------------------------|
| 個人 | 原則として、不要 |
| 法人 | 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要 |
| 組合 | 原則として、代表理事のみ必要 |

※実質的な経営権を持つ方は連帯保証人になっていただきます。

なお、次の方は、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・事業継承予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・営業許可名義人
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等

※上記以外に個々の実情に応じて、保証協会の定めるところにより連帯保証人が必要な場合があります。

6. 申込者及び連帯保証人の納税証明書について

| | |
|-------|--|
| 申込人 | 特別徴収以外で所得割あるいは法人税割のある市民税の完納を証する納税証明書等 |
| 連帯保証人 | 事業税・所得税・固定資産税または特別徴収以外で所得割のある市民税の完納を証する納税証明書いずれか一つ |

(1) 事業税の納税証明書は府税事務所長が、市民税及び固定資産税の納税証明書は市長が、所得税及び法人税の納税証明書は税務署長がそれぞれ発行したものとします。

(2) 完納を証するものとは、税額を有し、かつ納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む）到来のものが、全額納付されていることを証するものです。

但し、事業税については減免措置により税額が0円となった場合は、その減免額について完納されたものとして取り扱います。

(3) 市府民税で地方税法の規定により障害者控除額、老年者控除額又は寡婦（夫）控除額を控除したため所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で市府民税の所得割のあるものとみなします。

7. 申込に必要な書類

大阪信用保証協会所定の「信用保証委託申込書」及び次の必要添付書類が必要です。
 なお、提出された融資申込書類等はお返しできませんのでご了承ください。

| 添付書類 | | 確認欄 | |
|--|---|-----|--|
| (1) 信用保証委託契約書及び信用保証委託契約附帯契約書 ^(注-1) | 1 | | |
| (2) 申込人（企業）概要 | 1 | | |
| (3) 資産・負債および収入・支出 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可) | 1 | | |
| (4) 保証人等明細 | 1 | | |
| (5) 「保証協会団信」加入意思確認書 ^(注-2) | 1 | | |
| (6) 事業計画書（ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することを可能とする。） | 1 | | |
| (7) 同意書：当該保証に関連する個人1名につき各1枚必要 ・市役所用 ・保証協会用 ・金融機関用 | 各1 | | |
| (8) 法人の場合 | 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可) | 2 | |
| | 決算書及び附属明細書(写) ※決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可) | 2 | |
| | 税務署受付印または受信通知(写)のある確定申告書(写) 【別表1、4、5など】 ※2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可) | 2 | |
| (9) 個人の場合 : 税務署受付印または受信通知(写)のある確定申告書(写) ※2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可) | 2 | | |
| (10) 印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) | 申込人 | 1 | |
| | 連帯保証人(法人代表者)等 | 1 | |
| (11) 納税証明書等 | 1 | | |

| | | |
|--|---------------|--|
| (12) 設備資金の場合、契約書（写）・見積書（写）等 | 各1通 該当するもの | |
| (13) 別に定める風俗営業を行っていないことの宣誓書（飲食店業者のみ） | | |
| (14) 営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合） | | |
| (15) 申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあつては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの）（発行後3ヶ月以内のもの） （取扱金融機関の同意がある場合等は省略可） | | |
| (16) 申込人及び連帯保証人が外国人の場合、在留資格の確認ができる住民票抄本等（発行後3ヶ月以内のもの） ただし、在留資格が永住者の場合、既に提出済であつて、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。 | | |
| (17) 申込人が本名以外の通称を使用している場合、同一人であることの念書 | | |
| (18) 合名会社の場合、保証付借入についての全社員の同意書 | | |
| (19) 組合・医療法人の場合、借入についての理事会議事録 | | |
| (20) その他、必要と認められる書類 | | |

（注－1） 運転資金・設備資金を同時に申込まれる場合、融資期間又は据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書及び信用保証委託契約附帯契約書は2通必要です。（信用保証委託契約書に「経営者保証に関するガイドライン」に関する文言が盛り込まれた後は、信用保証委託契約附帯契約書は不要です）

なお、信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。

（注－2） 団体信用生命保険を希望される方には、別に保証協会専用の「申込書兼告知書」が必要となります。

8. 融資対象業種

融資対象業種^(注-3)を下表の通りとします。

製造業（物品の加工修理業、情報処理サービス業、ソフトウェア業を含む。）
鉱業
土石採取業
木材伐出業
建設業
物品販売業（動植物その他普通に物品と叫われないものの販売業を含む。）
不動産業
運送業
通運業
倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）
印刷業
出版業
飲食店業^(注-4)
保険媒介代理業
サービス業（全てのサービス業ではないので窓口でご確認ください）
郵便業
電気通信業
電気・ガス・熱供給・水道業

（注-3）融資対象業種については、大阪府の定める融資対象業種とする。非対象業種を定めていますので窓口でご確認ください。

（注-4）原則として、風俗営業を営んでいる方は申込みできません。また、性風俗特殊営業を営んでいる方は申込みできません。

小規模企業者とは、従業員が下表の要件を満たす会社及び個人事業となります。

| 業種 | 常時使用する従業員数 |
|---------------------------|------------|
| 製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業種 | 20人以下 |
| 商業、サービス業 ^(注-5) | 5人以下 |
| 医業を主たる事業とする法人 | 20人以下 |
| 法に基づく事業協同小組合等 | 窓口でご確認ください |

（注-5）宿泊業及び娯楽業は20人以下

9. 受付期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

（但し、融資目標額に達した場合は期間中でも受付を中止することがあります。）

10. 受付場所

株式会社池田泉州銀行（和泉支店、和泉中央支店、三林支店、和泉南支店）

（ご注意）この融資について、斡旋するなどといって手数料・謝礼金など要求する業者があるようですので、ご注意ください。

和泉市中小企業融資制度のご案内

(R8.4.1 改定)

この融資制度は、和泉市内で小規模事業を営んでいる方で、必要な事業資金を大阪信用保証協会の保証付で融資する制度です。

ご本人から、株式会社池田泉州銀行で申込みを受付け後、必要な調査を行い融資額等を決定します。

1. 申込者の資格（融資対象者）

次のすべての要件を満たす方

- (ア) 具体的な事業計画を有しており、金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能であること。
- (イ) 和泉市内に住所（法人にあっては本社所在地）を有し、原則として市内の同一場所で引き続き6ヶ月以上事業を営んでいること。
- (ウ) 市民税（所得割あるいは法人税割）を完納していること。
- (エ) 中小企業信用保険法〔昭和25年法律第264号〕第2条第3項に規定する小規模企業者（ただし風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律〔昭和23年法律第122号〕に規定する性風俗特殊営業及び原則として風俗営業に該当する事業を営むもののほか大阪府の定める事業を営むものを除く）であること。

2. 融資の対象としない場合

下記のいずれかに該当する場合は、この融資を受けられません。

- (1) 原則として、申込人及び保証人は大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合。
- (2) 金融機関と取引停止中又は第1回不渡り発生後6ヶ月を経過していない場合。
- (3) 原則として、申込人及び保証人は大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債権等に延滞等の債務不履行等がある場合。
- (4) 融資の対象となる事業所が和泉市外にある場合、又は融資対象設備を和泉市外に設置する場合。
- (5) 許認可及び登録等を必要とする事業で当該許認可及び登録等を受けていない場合。
- (6) すでにこの融資を受けている場合。（但し、残高が1/3以下、又は期間が2/3以上経過している場合は申込みことができます）

3. 融資限度額と融資条件

申込は無担保とし、融資限度額と条件については次のとおりとします。

- (1) 融資限度額：一事業所について1000万円
但し、保証協会において他の無担保保証の残高がある場合は、融資限度額に制約があります。
- (2) 融資条件
 - 【資金用途】 運転資金及び設備資金（転貸資金は認められません）
 - 【融資期間】 7年以内

【返済方法】 毎月分割返済（原則として6ヶ月目以内からの返済とします）

【融資利率】 大阪府制度融資「小規模企業サポート資金」小規模資金の上限融資利率から0.85%減算した率

【信用保証料率】 保証協会所定の利率（基本となる料率0.5%～2.2%の間）

4. 取扱金融機関

株式会社池田泉州銀行（和泉支店、和泉中央支店、三林支店、和泉南支店）

5. 連帯保証人

| 申込人の区分 | 連帯保証人の要・不要の別 |
|--------|------------------------|
| 個人 | 原則として、不要 |
| 法人 | 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要 |
| 組合 | 原則として、代表理事のみ必要 |

※実質的な経営権を持つ方は連帯保証人になっていただきます。

なお、次の方は、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・事業継承予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・営業許可名義人
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等

※上記以外に個々の実情に応じて、保証協会の定めるところにより連帯保証人が必要な場合があります。

6. 申込者及び連帯保証人の納税証明書について

| | |
|-------|--|
| 申込人 | 特別徴収以外で所得割あるいは法人税割のある市民税の完納を証する納税証明書等 |
| 連帯保証人 | 事業税・所得税・固定資産税または特別徴収以外で所得割のある市民税の完納を証する納税証明書いずれか一つ |

(1) 事業税の納税証明書は府税事務所長が、市民税及び固定資産税の納税証明書は市長が、所得税及び法人税の納税証明書は税務署長がそれぞれ発行したものとします。

(2) 完納を証するものとは、税額を有し、かつ納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む）到来のものが、全額納付されていることを証するものです。

但し、事業税については減免措置により税額が0円となった場合は、その減免額について完納されたものとして取り扱います。

(3) 市府民税で地方税法の規定により障害者控除額、老年者控除額又は寡婦（夫）控除額を控除したため所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で市府民税の所得割のあるものとみなします。

7. 申込に必要な書類

大阪信用保証協会所定の「信用保証委託申込書」及び次の必要添付書類が必要です。
 なお、提出された融資申込書類等はお返しできませんのでご了承ください。

| 添付書類 | | 確認欄 | |
|--|---|-----|--|
| (1) 信用保証委託契約書及び信用保証委託契約附帯契約書 ^(注-1) | 1 | | |
| (2) 申込人（企業）概要 | 1 | | |
| (3) 資産・負債および収入・支出 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可) | 1 | | |
| (4) 保証人等明細 | 1 | | |
| (5) 「保証協会団信」加入意思確認書 ^(注-2) | 1 | | |
| (6) 事業計画書（ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することを可能とする。） | 1 | | |
| (7) 同意書：当該保証に関連する個人1名につき各1枚必要 ・市役所用 ・保証協会用 ・金融機関用 | 各1 | | |
| (8) 法人の場合 | 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可) | 2 | |
| | 決算書及び附属明細書(写) ※決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可) | 2 | |
| | 税務署受付印または受信通知(写)のある確定申告書(写) 【別表1、4、5など】 ※2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可) | 2 | |
| (9) 個人の場合 | 税務署受付印または受信通知(写)のある確定申告書(写) ※2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可) | 2 | |
| (10) 印鑑証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) | 申込人 | 1 | |
| | 連帯保証人（法人代表者）等 | 1 | |
| (11) 納税証明書等 | 1 | | |

| | | |
|--|---------------|--|
| (12) 設備資金の場合、契約書（写）・見積書（写）等 | 各1通 該当するもの | |
| (13) 別に定める風俗営業を行っていないことの宣誓書（飲食店業者のみ） | | |
| (14) 営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合） | | |
| (15) 申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあつては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの）（発行後3ヶ月以内のもの） （取扱金融機関の同意がある場合等は省略可） | | |
| (16) 申込人及び連帯保証人が外国人の場合、在留資格の確認ができる住民票抄本等（発行後3ヶ月以内のもの） ただし、在留資格が永住者の場合、既に提出済であつて、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。 | | |
| (17) 申込人が本名以外の通称を使用している場合、同一人であることの念書 | | |
| (18) 合名会社の場合、保証付借入についての全社員の同意書 | | |
| (19) 組合・医療法人の場合、借入についての理事会議事録 | | |
| (20) その他、必要と認められる書類 | | |

（注－1） 運転資金・設備資金を同時に申込まれる場合、融資期間又は据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書及び信用保証委託契約附帯契約書は2通必要です。（信用保証委託契約書に「経営者保証に関するガイドライン」に関する文言が盛り込まれた後は、信用保証委託契約附帯契約書は不要です）

なお、信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。

（注－2） 団体信用生命保険を希望される方には、別に保証協会専用の「申込書兼告知書」が必要となります。

8. 融資対象業種

融資対象業種^(注-3)を下表の通りとします。

製造業（物品の加工修理業、情報処理サービス業、ソフトウェア業を含む。）
鉱業
土石採取業
木材伐出業
建設業
物品販売業（動植物その他普通に物品と叫われないものの販売業を含む。）
不動産業
運送業
通運業
倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）
印刷業
出版業
飲食店業^(注-4)
保険媒介代理業
サービス業（全てのサービス業ではないので窓口でご確認ください）
郵便業
電気通信業
電気・ガス・熱供給・水道業

（注-3）融資対象業種については、大阪府の定める融資対象業種とする。非対象業種を定めていますので窓口でご確認ください。

（注-4）原則として、風俗営業を営んでいる方は申込みできません。また、性風俗特殊営業を営んでいる方は申込みできません。

小規模企業者とは、従業員が下表の要件を満たす会社及び個人事業となります。

| 業種 | 常時使用する従業員数 |
|---------------------------|------------|
| 製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業種 | 20人以下 |
| 商業、サービス業 ^(注-5) | 5人以下 |
| 医業を主たる事業とする法人 | 20人以下 |
| 法に基づく事業協同小組合等 | 窓口でご確認ください |

（注-5）宿泊業及び娯楽業は20人以下

9. 受付期間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

（但し、融資目標額に達した場合は期間中でも受付を中止することがあります。）

10. 受付場所

株式会社池田泉州銀行（和泉支店、和泉中央支店、三林支店、和泉南支店）

（ご注意）この融資について、斡旋するなどといって手数料・謝礼金など要求する業者があるようですので、ご注意ください。